

# 免許申請書等の用紙規格のA判化と添付書類の提出の一部廃止

- 取引主任者証交付証明書の廃止
- 住民票（専任取引主任者）の廃止
- 法人の場合の定款の廃止

建設省令改正 平成六年四月一日施行

## 一 概況

この度、宅地建物取引業法施行規則及び積立式宅地建物販売業法施行規則の一部を改正する省令（平成六年建設省令第二号）が平成六年一月二十四日に公布され、平成六年四月一日から施行されることになりました。

この改正により、免許申請書、登録申請書等の用紙規格がB五判（二八二mm×二五七mm）からA四判（二一〇mm×二九七mm）へと一まわり大きく変わることとなりました。

あわせて、現行の免許申請書による三年有余に及ぶ都道府県等の経験を踏まえ、申請者の利便増進と免許事務等の改善・合理化の観点から、様式全般にわたり見直しを行い、一層の改善が図られました。

一方、OA化に伴うデータベースの構築完成により、免許申請書の添付書類のうち、データベ

## 情報管理部

スから確認できることとなった専任の取引主任者に係る取引主任者証交付証明書と住民票（抄本）の提出を廃止したほか、登記簿謄本によって確認ができる法人の場合の定款の提出も前述と同様の観点から廃止されることになりました。本号においては、当機構が、建設省及び都道府県から委託を受けて運用・管理している免許事務等処理システムの省令改正による影響も、画面、出力等に直接関連するため、その概要を説明することといたしました。

## 二 省令改正の背景

### (1) 免許事務等改善策の検討

現在施行されている省令様式は、平成二年九月一日、免許事務等のOA化の導入にあわせて、OA化を前提とした様式に大幅に改正され、現在に至っています。

そのため、平成四年度には、データベース

の構築後を前提として、都道府県宅地建物取引業法主管者協議会OA部会（事務局・当機構）の下に、免許事務等改善委員会（六都府県で構成）を設置し、免許事務等の改善策をとりまとめ、法令の改正を伴うものについては、建設省に対して検討されるようかねてから要望してまいりました。

### (2) 行政文書のA判化推進

総務庁による「行政文書の用紙規格のA判化に係る実施方針について」（平成四年十一月三十日各省庁事務連絡会議申し合わせ）に従い、建設省においても、免許申請書等のA判化を早期（平成五年度）に進めることとされました。

このA判化は、当機構の管理しているシステムにも関連することから、平成五年度には、OA部会の下に、A判化推進委員会（六都府県で構成）を設置し、省令改正要望について都道府県のアンケート調査を実施し、同委員会で検討の上、その検討結果をとりまとめ、免許事務等改善委員会での改善策と同様、建設省に対して検討されるよう要望いたしました。

## 三 省令改正の主要点

### (1) 用紙規格B五判は全てA四判化

免許証もA四判で交付

免許申請書等の各様式について、実務上の

要望を踏まえ、改善・合理化が図られていきます。また、免許申請書等の申請書類（主に入力）のみならず、OA出力による宅地建物取引業者免許証もA四判により業者に交付されます。

ところで、OA出力された免許証につきましては、関係者からの貴重なご要望もありましたので、新免許証の体裁について都道府県と協議し、四月からA判化された新免許証で交付できるよう、システム設計を行っているところであります。

## (2) 免許申請書添付書類提出の一部廃止

### (省令第一条の二関係)

イ 専任の取引主任者証交付証明書の廃止

### (改正前省令第一条の二三号関係)

ロ 専任の取引主任者の住民票(抄本)の廃止

### (改正前省令第一条の二第四号関係)

ハ 法人の場合の定款の廃止

### (改正前省令第一条の二第七号関係)

イ及びロについては、データベースから、ハについては、登記簿謄本により確認ができるため廃止されました。

## (3) 免許申請書添付書類の合理化

### (改正後省令第一条の二三号関係)

「事務所に関する権利を証する書面」から「事務所を使用する権原に関する書面」に改正さ

れ、従来の賃貸借契約書等の添付に替え、新たに様式(添付書類(五))を定め、その様式への記載によることとしました。これは申請者にとつて大幅な事務合理化といえます。

## (4) 更新免許の申請期間の設定

### (省令第三条関係)

従来、申請期限(期間満了の前日三十日まで)だけを定めていましたが、これを申請期間(期間満了の日の九十日前から三十日前まで)に改め、申請の始期が新たに定められました。これにより、審査期間を確保し、期間満了の日までに審査を完了することができる見込みとなりました。

## (5) 業務を行う場所の届出様式の合理化等

### (省令第十九条第三項・第四項関係)

いわゆる法第五〇条第二項の届出ですが、記載し易いよう様式を全面改正(備考欄も新設)し、届出方法も簡素化されました。この様式は、従来から記載方法の問い合わせで行政の担当者が、忙殺されていた書類です。

## 四 システム改善との関連

省令改正に関連してシステム改善を早急に要するものがありますが(免許証とか)、そのほか、省令改正と直接関係はありませんが、身分事項照会書等多くの出力帳票のA判化につい

ても、平成七年九月に予定されている端末リース契約の更改による新型プリンタの導入にあわせてシステム改善を必要とするため、予算に配慮しながら進めていくこととなります。

## 五 今後検討される事務合理化

この度は省令の改正のみであります。今後検討されるべき免許事務の合理化策としては、宅地建物取引業法の改正を要するものがあります。即ち、専任の取引主任者設置証明書の廃止(法第四条第二項第三号関係)及び代表者を除く役員(住所)の削除(法第四条第一項第二号、法第八条第二項第三号関係)です。建設省で引き続き検討されるよう要望していただきます。

## 六 その他

今回の省令改正に伴い、施行通達(不動産業課長から都道府県宅建業法主管部長あて)が出されていますが、OAのデータ整備に関して、データの的確な入力確保について、一層の整備に努められたい旨の通達があります。したことを付記いたします。

なお、四月からの施行が円滑になされるよう関係者のご協力をよろしくお願いいたします。